

2020 年 10 月 13 日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

最 終 陳 述 書

申立人は、本件について以下のとおり最終陳述を行う。

第 1 本件の争点

本件争点は次の通りである（本件審査計画書による）。

2019 年 3 月 15 日付けの団体交渉申入れに対する法人の対応は、労働組合法第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当する不当労働行為に当たるか。

第 2 事案

申立人（以下「組合」という。）は、2019 年 3 月 15 日付け「組合加入通知及び団体交渉申入書」を被申立人学校法人スバルが丘学園（以下「法人」という。）に送付して、組合員の労働条件及び団体的労使関係の運営に関する事項について団体交渉（以下「本件団交」という。）を申し入れた。組合は、本件団交時間については組合員の業務に差しさわりのない時間帯、団交場所は組合員の勤務する神戸第一高等学校（以下「高校」という。）を指定して申し入れた。これに対して法人は、団交時間を午後 6 時（あるいは午後 6 時半）から 2 時間以内、団交場所を高校施設外の貸会議室でない限り団交に応じないとして、本件団交を拒否した。

また、法人は組合との団交を拒否する一方、別組合とは就業時間内かつ高校施設内で団交を行っている。

以上のような法人の対応は、正当な理由がない団交拒否であるとともに、組合を差別的に扱うものであり、労働組合法第 7 条 2 号に該当する団交拒否かつ労働組合法第 7 条 3 号に該当する支配介入であるとして、組合は本件救済を申し立てたものである。

第 3 不当労働行為に係る事実

1. 本件団交拒否に係る事実

(1) 2018 年 12 月、組合は、法人に雇用される常勤講師及び非常勤講師の雇止めに関する事、また法人が早出出勤や休日出勤には賃金を支払っていないこと（第 2 回審

問速記録5頁原証言) などについて教職員から相談を受けた。

(2) これら教職員が組合に加入にしたことから、組合は2019年3月15日、「組合加入通知及び団体交渉申入書」(乙第1号証)を法人に送付して、団体交渉を申し入れた。

本件団交申入れに対して、法人は同月20日付け文書(乙第2号証)をもって、組合が求めた同月26日13時の団交日時は受けられないので、改めて法人から日時場所を連絡すると回答した。そして、同月30日付け文書(乙第3号証)をもって、日時同年4月10日午後6時～午後8時、場所貸会議室(神戸勤労会館内)、出席者双方各5名で1週間前に出席者氏名連絡、会議の録音・録画は行わない、という団交開始条件を組合に通知した。

同年4月1日、組合は前日付け文書の意図を確かめるべく学園に架電すると、藤井悦郎事務長は同文書を送付した者が退職したので同文書の存在が不明と対応した。そこで、組合は同文書をファックスにて学園に送付した(乙第4号証)。

法人は、同月2日付け文書(乙第5号証)をもって、まだ団交日時は整っていないにもかかわらず、法人側団交出席者を通知するとともに、組合側出席者を知らせるように組合に求めた。

同月9日、組合は法人が示した団交開始条件について異論があることから、異論の理由を示すとともに組合案を提示して団交開始を求めた(乙第6号証)。組合案は、団交日時4月23日午後5時で授業・部活・会議と重ならない範囲でなるべく早く開始する、団交場所高校内会議室で行うことにより組合員の移動時間の節約と団交資料へのアクセスが容易となる、組合側出席者6～8名、正式団交議事録を作成しないとすれば録音が簡便であるというものであった。

同月15日、法人は4月23日午後5時からの団交開始は業務の都合がつかないから団交を行うことができないとして、法人の団交開始条件を改めて示した。それは、日時5月7日、5月13日、5月16日のいずれかで午後6時～午後8時、組合が示す午後5時は勤務時間内である、場所として高校内会議室は職務の移動の都合及び学校施設の防犯上の都合により学校外の会議室とし、法人が必要とする資料は開催場所に持参する、出席者は双方6名以内で日時の1週間前までに相互に通知する、会議の録音は出席者が心理的圧迫を受けるから録音録画は行わないで双方が独自に議事録を作成することで足りる、というものであった(乙第8号証)。

同月19日、組合は、法人の対応は学園が示す団交開始条件を組合が認めない限り団交に応じないというものであり、団交拒否の不当労働行為に該当するものであるから、再検討することを要請する旨の申し入れを行った(乙第10号証)。

同月24日、法人は組合との団体交渉を拒否する意図はないとしながらも、法人の示す団交開始条件が合理的であり、組合及び組合員に不利益を生じるものでないか

ら、法人提示の団交開始条件を前向きに検討するよう組合に求めた（乙第 11 号証）。

同年 5 月 7 日、組合は法人が団交開始条件に固執して団交を開始しないことを批判するとともに、法人の団交開始条件について以下の見解を示した。すなわち、法人は組合が示す団交日をすべて拒否するとともに、団交開始時間については組合が組合員の業務に差しさわりのない範囲で時間設定したにもかかわらず、勤務時間内からの開始であるとの理由だけでこれを拒否した、これは労組法第 7 条第 3 号の趣旨に反することである旨、団交場所については理解不能な理由で学内を拒否した旨、団交出席者の人数制限を行ったうえで 1 週間前までに相手方に通知するよう求めたことは組合自治を否定するものである旨、団交議事録を各々が独自に作成することは誤解を生じることとなり、かつ各々独自の団交議事録では意味がない旨、という見解を示した。（乙第 12 号証）。

同月 10 日、法人は組合との団体交渉を拒否する意図はないとしながらも、団交を就業時間内に行うことはできない、学外で団交を行っても組合及び組合員に不利益は生じない、団体交渉の機密保持の観点からも校外での開催が望ましい、団交出席者は 6 名で 1 週間前まででないとしても事前に通知する、録音希望については検討する旨を組合に通知した（乙第 13 号証）。

同月 13 日、組合は法人が団交開始条件に固執して団交を開始しないことは不当労働行為に該当する旨を指摘したうえで、団交日時 5 月 16 日あるいは 23 日の 17 時、団交場所として高校内会議室を示して団交開始を求めた（乙第 14 号証）。

同月 15 日、法人は就業時間内かつ校内会議室に於ける団体交渉には応じられないとして、5 月 23 日午後 6 時または午後 6 時 30 分から 2 時間、場所貸会議室（勤労会館内）、出席者 6 名以内で開催日前日までに相互に通知、会議は双方が録音を行う、という実質的には従前と同内容の団交開始条件を示した（乙第 15 号証）。

同日、組合は、法人の対応が団交開始を引き延ばすものにほかならず、これ以上の引き延ばしは許されないと批判したうえで、法人の団交開始条件を組合が受け入れない限り団交に応じないというのが法人の姿勢であるかについて質問をして最終回答を求めた（乙第 16 号証）。

同月 16 日、法人は組合からの質問に答えることなく、就業時間内に高校内において団体交渉を行うことには応じられないと回答した（乙第 17 号証）。

同月 22 日、法人は早期に団交を行うことに異存がないから、希望日時を知らせるように組合に連絡した（乙第 18 号証）。しかし、団交は就業時間外かつ学外で行うことが条件であった（第 2 回審問速記録 8 頁）。

以上のとおり、法人は法人が指定する団交時間及び団交場所に固執して、組合が申し入れた本件団交を拒否した。法人が、団交開始時間を午後 5 時とすることを受け入れない理由はそれが勤務時間内であることであった。また、団交場所を高校内

会議室とすることを受け入れない理由は、職務の移動の都合及び学校施設の防犯上の都合さらに団体交渉の機密保持というものであった。

本日現在に至るも、法人は組合が申し入れた本件団交に応じていない。

(3) 組合が 2019 年 3 月 15 日付け「組合加入通知及び団体交渉申入書」によって申し入れた本件団交日時である同月 26 日は春休み期間であった。

上記(2)のとおり、その後組合が指定した団交日は同年 4 月 23 日(火)、5 月 16 日(木)、5 月 23 日(木)であり、法人が指定した団交日は 4 月 10 日(水)、5 月 7 日(火)、5 月 13 日(月)、5 月 16 日(木)、5 月 23 日(木)であった。

これら団交候補日において、藤原組合員はいずれも本校に勤務しており、6 限まで授業を行う月曜日にあっても 15 時 30 分が終業時刻であった。とりわけ、組合と法人との間で最終調整となった 5 月 23 日(木)には同人は本校に勤務しており、終業時刻は 14 時 30 分であった(法人準備書面(5)、第 2 回審問速記録 4 頁原証言)。

(4) 法人と高校は同一敷地内に併存し、建物によって区切られておらず、応接室や学習室等は共有されている(第 1 回審問速記録 3 頁原証言、第 2 回審問速記録 6 頁原証言)。また、高校施設内において、団体交渉を行う場所は存在している(第 1 回審問速記録 11 頁岸本証言)。

2. 別組合との団交に係る事実

(1) 第一組合との団交

法人は、第一組合との団交を高校内会議室で行っている(第 1 回審問速記録 10 頁岸本証言)。また第一組合は団交において机をたたく行為が頻繁に行われていたという(第 2 回審問速記録 12 頁岸本証言)。

(2) 第二組合との団交

2018(平成 30)年 3 月 20 日、小路第二組合執行委員長は勤務時間内に理事長室において理事長と団体交渉を行った(第 1 回審問速記録 13 頁岸本証言、第 1 回審問速記録 13~17 頁岸本証言)。団交の結果、「協定書」が交わされた(甲第 2 号証)。

3. 組合員雇止めに係る事実

法人は、■■■■組合員に対して 2018 年度をもって雇止めを行うとしていたが、2019 年度に労働契約を更新した。その理由がはっきりしないこと、またこのような法人の対応から雇用不安が生まれたことから、組合は本件団交を申し入れた(乙第 1 号証、答弁書)。しかし、法人は団交に応じないまま、2019 年度をもって同組合員を雇止め解雇した。雇止めの理由は、別の経験豊富な教員を新規採用するためであったという(第 2 回審問速記録 8 頁原証言)。

組合は、本件団交拒否のため、■■■■組合員の 2018 年度雇止め通知とその撤回及び

2019年度への労働契約更新の経緯及び理由について確かめることができなかった。

第4 不当労働行為性

1. 団交拒否

上記第3 1. のとおり、本件団交は開催されなかった。団交が開催されなかったのは、法人が自ら設定した団交開始条件に固執して、組合がその条件を受け入れないことを理由に団交を拒否したからである。

組合と法人との間で合意に至らなかった団交開始条件は、団交時間とりわけ団交開始時間と団交場所である。したがって、法人が固執した団交開始条件に合理性があるか、すなわち組合が申入れた本件団交を拒否する正当な理由があるかを判断しなければならない。

まず団交開始時間について、組合は組合員の業務に差しさわりのない範囲で開始できるよう課業期間にあっては午後5時とした。法人は午後5時が就業時間内であるという理由でこれを拒否して午後6時あるいは午後6時半とした。しかし、■■■■組合員は非常勤講師であり、終業時刻は14時30分あるいは15時30分であり、午後5時は就業時間内ではなかった。このことは法人も承知しており、同組合員が午後5時の団交に出席できると考えていた（第2回審問速記録4頁原証言）。また、法人にあっては年次有給休暇を1時間単位で行使できる（乙第29号証「就業規則7頁」）ことから、専任・常勤教職員が年次有給休暇を取って午後5時からの団交に出席することは、就業時間内とはならない。したがって、午後5時が就業時間内であるとして団交開始を拒否することは事実と反するとともに組合員の団交出席を妨害することであり、団交拒否の正当な理由とはならない。

ちなみに、法人は就業時間外であっても組合員の団交出席を好ましくないと考えていた（第2回審問速記録3頁原証言）。

次に団交場所について、組合は組合員の労働の場である高校内会議室を指定し、法人は高校施設外貸会議室を指定した。組合が高校内会議室を指定したのは、移動時間の節約、団交資料へのアクセスの容易さであった（乙第6号証）。これに対して、法人が学外会議室を指定したのは、学校施設の防犯上の都合、法人が必要とする資料は持参できる（乙第8号証）、団交の機密保持（乙第13号証）からであった。

また本件審査において、組合は移動時間の節約に関連して、学内における不慮の事故あるいは緊急事態に対応するためにも学内にいることが望ましく、学外で団交をしているとなれば生徒・保護者との信頼関係にひびが入るおそれがあると主張した（申立人準備書面（2））。他方、法人は、学内での団交は生徒に対し不安を与える（乙第31号証、第1回審問速記録4頁原証言）、教育上好ましくない（乙第32号証）、

募集にマイナスになる（第1回審問速記録16頁岸本証言）と主張した。

法人が高校施設内を団交場所とすることを拒否する理由の一つは、警備会社との契約の都合であるが、これは法人と警備会社との間で解決すれば済む話であり、団交の開催が警備の妨害になるとの疎明もない。二つ目の理由として、団交の機密保持をいうが、何が機密であるかの疎明がないばかりか、団交を秘密裏に行う理由はない。三つ目の理由は、生徒に不安を与え、教育上好ましくなく、募集にマイナスになるといえるものであるが、組合との団交を行っていないにもかかわらずそのような悪影響が出ると主張するのは、組合に対する偏見の吐露である。

これに対して組合が申入れた高校内会議室での団交は、組合員及び法人にとっても移動時間節約（会議室賃貸料節約）あるいは団交資料へのアクセスの容易さで利益があり、また部活動等で残っている生徒の不慮の事故、緊急事態への対処においてよほど教育上も好ましいものである。

このように法人が団交場所を学外に固執するのは、別組合との団交がなくなった高校で、組合との団交が行われているところを見せたくないからに他ならない。

上記のとおり、法人が団交場所を学外に固執することは、組合が申入れた本件団交を拒否する正当な理由とはならない。

以上のとおりであるから、法人が自ら設定した団交開始条件に固執して、組合が申入れた団交を拒否する対応は、労働組合法第7条第2号に該当する団交拒否の不当労働行為である。

2. 支配介入

上記第3 2. のとおり、2018（平成30）年3月20日、 第二組合執行委員長は勤務時間内に理事長室において理事長と団体交渉を行った。団交の結果、「協定書」が交わされた。

法人は、上記行為について、第二組合執行委員長が突然理事長室を訪れて、学校運営について様々な意見を述べるとともに、第二組合の要望事項を提示したのであり、団体交渉の申入れを行い法人が受け入れたのではないから、団体交渉でないとして主張する。しかし、団体交渉が行われたか否かは形式ではなく実質をもって判断するところ、第二組合執行委員長が組合員の労働条件や学校運営に関する事項について理事長と話し合いを行ったことは事実であり、また協定書に関する部分の話し合いが教員としての業務でなかったことは同席した教頭も認めている（第2回審問速記録16頁岸本証言）。したがって、第二組合執行委員長が組合員の労働条件や学校運営に関する事項について理事長と理事長室で話し合ったことを団体交渉でないとする主張は失当である。

次に、法人は協定書（甲第2号証）について、理事長が第二組合執行委員長の要望

を聞いた証として押印したものであり、有効な協定書ではないと主張する。しかしその場に同席した教頭は、理事長が詳しいことは事務局長と詰めてくれと言って押印したと証言している（（第2回審問速記録17頁岸本証言）。詳しいことは事務局長と詰めてくれと言うことは、理事長が協定書の内容について大筋了解したことを意味しており、その証として押印したのであるから、協定書は有効に締結されたと言わなければならない。

法人は、協定書が有効に締結されなかったために、第二組合執行委員長が同年4月から5月ごろ内容を修正した協定書案（乙第28号証）を提示したと主張する。しかし、乙第28号証の協定書は甲第2号証の協定書とは別のものであり修正版でもない。その証拠に、甲第2号証4項で合意したとおり■■■■、■■■■組合員は協定書締結後の同年4月1日に専任教諭となっている（第2回審問速記録16頁・18頁岸本証言）。

以上のとおりであるから、第二組合が学内で教頭同席のもとで理事長と団体交渉を行い、交渉の結果協定書を締結したことは明白な事実である。

このように別組合とは学内で就業時間内に団体交渉を行いながら、組合とは学外かつ就業時間外でなければ団交をしないとして本件団交を拒否する対応は、組合差別であり、労働組合法第7条第3号に該当する支配介入の不当労働行為である。

第5 結語

法人は本件団交開始にあたり一方的に設定した合理性のない条件に固執して、組合がその条件を受け入れないことをもって団交を拒否した。法人が本件団交を拒否した背景には、労働組合とりわけ学外に本部を置く労働組合に対する嫌悪の感情がある。別組合との団交においては弁護士を出席させないにもかかわらず、組合との団交では当初から弁護士を出席させるとしたことも、その表れである。本件調査においても、組合が学内に入れば大騒ぎするから入れないのだと発言したことも聞こえてくる。

本件団交を開催しないことによって、法人は団交事項である雇止め撤回の理由を説明しなかった。そして、翌年度において同一組合員を雇止めにした。もし、本件団交が開催されていたなら、雇止めは避けられたであろうことは容易に想像がつく。

法人は、これから社会に出ていく高校生の教育機関を運営する学校法人である。その法人が、労働組合への偏見を助長することは許されるものではない。労働組合との団体交渉の場面を見学させることの方が教育上好ましいのである。

府労委にあっては、高等教育機関を運営する法人に対して、労働組合の存在意義を教授することも含めて、早期に本件救済命令を行っていただきたい。

以 上